

件 名	亀山市交通遺児援護金給付条例 を廃止する条例	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
-----	---------------------------	------------------------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

本条例は、交通事故により父母を亡くした18歳未満の者（以下「交通遺児」といいます。）に交通遺児援護金を給付することにより、交通遺児を援護し、福祉の増進を図ることを目的としています。

旧亀山市において交通遺児援護金給付条例が制定された前年の昭和45年に最多となった全国の交通事故による死者数は、平成13年から14年連続して減少し、平成26年の死者数は4分の1以下となっています。

また、近年、交通遺児の生活支援については、児童扶養手当や遺族年金等の制度による充実が図られています。

これらのことから、交通遺児援護金の給付を見直し、本条例を廃止するものです。

### 2 廃止内容

本条例を廃止します。

### 3 その他

(1) 施行日は、平成28年4月1日とします。

(2) 本条例の規定による受給資格の認定を受けた者に対する給付については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

#### (参考)

- ・ 給付金給付額 月額2,000円
- ・ 現在の給付人数 2人
- ・ 給付人数及び給付額（年額）の推移

年度	支給人数(人)	給付額(千円)
H17	11	202
H18	9	180
H19	6	130
H20	5	120
H21	5	112

年度	支給人数(人)	給付額(千円)
H22	4	96
H23	4	78
H24	3	54
H25	3	66
H26	3	72

亀山市交通遺児援護金給付条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 22 日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第 46 号

亀山市交通遺児援護金給付条例を廃止する条例

亀山市交通遺児援護金給付条例（平成 17 年亀山市条例第 91 号）  
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の亀山市交通遺児援護金条例第 8 条の規定による受給資格の認定を受けた者に対する亀山市交通遺児援護金の給付については、なお従前の例による。